

會 報

第638号

2021年11月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第340回監査セミナー Zoomによるウェビナー形式にて 2021年9月9日

演 題：監査等委員会設置会社の光と影

講 師：獨協大学法学部教授

監査懇話会特別顧問 高橋 均氏

1. はじめに

監査等委員会設置会社に移行した会社の数が急増しています（東証上場会社全体の33.1%の1,237社：東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」2021年8月2日公表 16頁）。監査等委員会設置会社は、それまでの監査役会設置会社形態から制度変更しているケースが多いので、「移行」という文言を使用しました。

監査等委員会設置会社は、平成26年改正会社法で創設されました。それまでは、監査役（会）設置会社と委員会設置会社（平成26年改正会社法において、「指名委員会等設置会社」に呼称変更）の選択制でしたが、監査等委員会設置会社が加わり、わが国では現在、3つの形態から選択可能な定款自治の考え方を採用しています。3形態からの選択は、世界的に見ても希有な法制度です。多様な選択肢が用意されているのは望ましいとの評価もあり得ますが、他方で選択肢が多いということは、各社が採用している制度を十分に活用する社内検討を行わずに、安易に制度移行をする側面もあります。

監査等委員会設置会社の「等」は、法制審議会会社法制部会でその創設の是非を審議していた際に、「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされていたことから、「監督」を意味しています。したがって、監査等委員会設置会社に移行したならば、監査等委員会設置会社の特徴である監督機能が十分に果たされているかを検証する必要があります。そこで、今回のセミナーでは、監査等委員会設置会社を採用している天馬社での事例を参考にしつつ、監査等委員会設置会社の肯定的な側面と否定的な側面（この意味を端的に示すためにタイトルでは「光と影」としました）を確認することを通じて、今後の監督機能のあり方に言及したいと思います。

2. 監査等委員会設置会社の創設の背景と現状

（1）創設の背景

立案担当者によりますと、創設には複数の理由が

あったようです（坂本三郎編『一問一答 平成26年改正会社法（第2版）』（商事法務、2015年）18～19頁）。

第一には、監査役監査機能に限界があるとの指摘があったことです。特に、海外の機関投資家は、監査役は取締役会で議決権を持っていないことから、代表取締役の選定・解職の権限を有していないことを従前から問題視していました。

第二は、平成14年改正で創設された米国型の委員会等設置会社（その後、委員会設置会社の呼称を経て、現在の指名委員会等設置会社）への移行が少数にとどまっている現実です（全体の2.2%・81社。東京証券取引所・前掲16頁）。指名委員会等設置会社は、指名委員会・報酬委員会・監査委員会の3つの委員会が必置であり、しかも各委員会の過半数は社外取締役から構成されなければならないことから、役員の人事や報酬に実質的な権限がある代表取締役にとっては、採用しにくい制度であったものと思われます。移行数が少ないということは、立法趣旨であった監査役（会）設置会社と指名委員会等設置会社の制度間競争が行われずに、より良い会社形態の検証ができないことを意味します。

第三は、社外取締役を積極的に活用すべきとの主張が内外の機関投資家や東京証券取引所からあったことです。社外取締役を就任させることによって、内向きともいわれていたわが国の取締役会の活性化を図るとともに、ガバナンスの向上を目指すべきとの趣旨です。

（2）監査等委員会設置会社の法制度

監査等委員会設置会社は、監査役設置会社と指名委員会等設置会社との中間系といわれますが、法規定で具体的に整理すると【図表1】の通りです。

敢えてシンプルに申し上げれば、監査役設置会社の執行部門からの独立性規定を維持しつつ、取締役として取締役会で議決権を保有する権限が付与されたこと、他方で、指名委員会等設置会社において必置の指名委員会・報酬委員会の代わりに、株主総会での監査等委員以外の取締役の指名と報酬の意見陳述権を監督機能として持たせたという特徴かと思います。

監査等委員会設置会社の独自規定は【図表1】の通り4つですが、監査等委員の任期が2年というのは、監査等委員以外の取締役の任期が1年に対してその倍の任期という規定であり、監査役設置会社と同様（監査役設置会社の取締役の任期は2年、監査役の任期は4年）ともいえます。また、利益相反取引の任務懈怠推定排除規定は、取締役会で決議すべき取締役の利益相反取引について、監査等委員会が事前に承認していれば、利益相反取引を行った取締役が会社に損害を被らせても、その任務懈怠の推定規定（会社法423条4項）が排除されるという内容であり、監査等委員会に移行のための立法者の配慮ともいわれています（江頭憲治郎『株式会社法（第8版）』有斐閣、2021年 608頁）。このような状況を考えると、監査等委員会設置会社の独自の内容は、株主総会での監査等委員以外の指名・報酬に関する意見陳述権ということになります。



【図表1】 監査等委員会設置会社の規定内容の整理

監査役設置会社と同様の規定	指名委員会等設置会社と同様の規定	監査等委員会設置会社独自の規定
- 株主総会での選任（329条2項） - 選任議案への同意権（344条の2第1項） - 選任議題及び議案の提出権（344条の2第2項） - 監査等委員の選任・解任・辞任の意見陳述権（342条の2第1項） - 辞任した監査等委員の意見陳述権（342条の2第2項） - 報酬協議（361条2項・3項） - 自らの報酬への意見陳述権（361条5項） - 株主総会特別決議による解任（309条2項7号） - 法令違反等の株主総会提出議案の株主総会への報告（399条の5） - 監査等委員以外の取締役の監査等委員会議事録への閲覧権限無し（399条の11） - 取締役会への職務執行状況の説明義務は無し	- 常勤者の義務付け無し - 取締役会で議決権有り - 組織監査 - 監査等委員会への取締役による説明義務（399条の9第3項） - 監査等委員会に定足数があり、かつ特別利害関係人排除規定（399条の10第1項・2項） - 取締役会における経営の基本方針の決定（399条の13第1項1号イ・2項） - 重要事項決定権限を取締役に委任可能（399条の13第5項・6項） ※過半数の社外取締役かつ取締役会の決議又はその旨の定款の定めが必要 - 監査等委員以外の取締役の任期1年（332条3項）	- 監査等委員の任期2年（332条1項） - 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任への意見陳述権（342条の2第4項） - 監査等委員以外の取締役の報酬への意見陳述権（361条6項） - 監査等委員会の承認で取締役の利益相反取引における任務懈怠推定規定排除（423条4項）

（注）条文は、全て監査等委員会設置会社の条文番号

（3）監査等委員会設置会社急増の背景

監査等委員会設置会社の独自の特徴が余り数多く存在しないということは、その独自の特徴に意義を見出して移行した会社は多くはないと推定されます。

独自の特徴による移行の理由が見出せない中で、敢えて移行した大きな理由としては、機関投資家等からの社外取締役就任員数の増加の要請です。平成26年改正会社法成立への審議過程において、社外取締役選任義務化については、法制審議会会社法制部会の委員の間で、その賛否が激しく対立した結果、国会の附帯決議において継続検討となり、最終的には、令和元年改正会社法で一定の会社において選任が義務付けられました（会社法327条の2）。また、コーポレートガバナンス・コードにおいても、当初から独立社外取締役を2名以上選任すべきとした上で（原則4－8）、令和3年6月に公表された改訂では、プライム市場に移行する会社では3分の1以上とすべきとされまし

た。このような動きの中で、上場会社では、急速に社外取締役の複数選任を増加させる必要が生じており、監査役会設置会社において既に2人以上就任している社外監査役に加えて、更に複数の社外取締役を選任することは、その負担感のみならず人材獲得の困難性からも、とりあえず社外監査役を横滑りさせることを考えたとしても不思議ではありません。

加えて、指名委員会等設置会社への移行に躊躇がある経営陣の思惑、監査等委員の任期が2年による役員人事の流動化、更に監査等委員会設置会社への移行数の増加傾向に対する心理的な影響も少なからず考えられます。

言い換えますと、監査役（会）制度が機能していないことを理由に監査等委員会設置会社への移行を決断した会社数はそれ程多くはないという印象を持っています。

3. 監査等委員会設置会社の評価

監査等委員会設置会社数が急増しているにもかかわらず、まだ創設から5年超と日が浅いこともあり、その評価を定量的に示したデータはありませんが、業務執行取締役や監査等委員の方及び機関投資家の方との意見交換を含めた個人的な印象として、次のような点が挙げられます。

(1) 肯定的意見

取締役として取締役会において議決権を持つことにより、監査等委員として、より積極的に会社の意思決定に加わることが可能となる自覚や意識の向上です。監査役監査は適法性監査に限るという呪縛から解放されるとともに（監査役監査は適法性限定であると考えている経営陣も未だ多数います）、取締役の指名や報酬に対しても、取締役会での議案に対して、意見表明にとどまらず、議決権行使というより強力な意思表示が可能です。

また、過半数以上が社外取締役から構成されるなどの一定の要件が満たされれば、指名委員会等設置会社と同様に、取締役会では重要事項の決定に特化することが可能となり、利益相反取引に関する取締役の任務懈怠排除規定と相まって、取締役会運営の効率化・重点化を図ることができます。

(2) 否定的意見

否定的な意見として、監査等委員会設置会社としての監督機能が十分に発揮されていないのではないかとすることがあります。具体的には、株主総会での取締役候補者への指名や報酬議案への意見陳述権に対して、あくまで権限であり義務でないことから、何ら意見表明をしていない監査等委員がいる会社もあります。しかし、条文上は、指名や報酬が「相当でないときに意見陳述を行う」という規定ぶりではないことから、立法趣旨としては、監査等委員として何らかの意見表明を行うものが基本と解されます。

また、日本監査役協会のアンケートによりますと、非常勤監査等委員のみで構成される監査等委員会が2021年1月時点で41社（会員かつアンケート回答の監査等委員会設置会社626社の6.5%）存在します（第21回インターネット・アンケート集計結果 5月17日公表）。すると、監査等委員会設置会社の全体の数からすると、100社近い会社では常勤監査等委員が就任していないものと想定されます。また、内部監査部門との連携を含め、監査等委員会を巡る社内体制の整備の点から、監督機能としての実効性に関して疑問視する意見もあります。

更に、監査等委員の人事についても、指名委員会等設置会社が指名委員会で決定した取締役の中から取締役会で監査委員を選定する手続きとなっているのと比較して、選定の過程が不透明であり、実質的に代表取締役に掌握されているのではないかと指摘もあります。

4. 天馬社事例を通して考える監督機能

(1) 事案の概要と争点

天馬社は、家庭用収納ケース等のプラスチック製造・販売を業とする東証一部上場会社の監査等委員会設置会社であり、創業家一族の影響力が大きいオーナー系企業です。天馬社は、2019年8月に発覚した海外子会社における贈賄事件を契機に創業家一族間で対立が生じます。その対立は、2021年6月開催の第73回定時株主総会における取締役選任議案を巡って表面化しました。具体的には、【図表2】の通りです。

【図表2】第73回定時株主総会に向けた構図

提案者	議案提出内容	対案者と対案内容
取締役会	監査等委員以外の取締役7人の選任	・監査等委員会は議案の4人に対して反対
株主（四男系）	監査等委員以外の新任取締役3人の選任	・監査等委員会は賛成 ・取締役会は全員に反対
監査等委員会	取締役監査等委員3人の選任	・取締役会は全員に反対
株主（二男系）	新任取締役監査等委員3人の選任	・取締役会は賛成 ・監査等委員会は反対

（注）取締役会と二男一族、監査等委員会と四男一族が各々同調

天馬社事案は個別案件ですので、取締役会側と監査等委員会側のどちらの主張が正しいのか伺い知れませんが、監査等委員会が一方の主役であることから、監査等委員会設置会社の監督機能に論点を絞って整理してみたいと思います。

(2) 各選任議案に対する監査等委員会の法的対応の確認と評価

取締役監査等委員候補者について、取締役会側と監査等委員会側の双方が議案を提出しています。監査等委員候補者については、監査等委員会は執行側の提案に対して同意権があり、監査等委員会が同意しない限り取締役会は選任議案を株主総会に提出できないことから、法的には監査等委員会の拒否権を意味します。一方、監査等委員会として独自の監査等委員候補者の議案を提出することができることから、天馬社監査等委員会は、自らが選定した3人の監査等委員を議案として提出しました。これに対して、天馬社の取締役会は、監査等委員会が同意しない限り取締役監査等委員の議案を株主総会に提出することができないことから、自らに近い株主（外資系ファンド）から監査等委員の候補者を株主提案という形で提案しました。監査等委員や取締役会のこのような対応は、監査役設置会社でも同様に可能です。

監査等委員会は、監査等委員の選任議案について執行部門からの独立性の観点から法的影響力を保持しているのに対して、監査等委員以外の取締役候補者については、事情は全く異なってきます。監査等委員会としての権限は、取締役会で選任議案について反対意見を陳述し、かつ議決に反対すること、その上で取締役

会場で多数決により反対の意思表示が通らなかった場合には、株主総会で取締役会の提出議案に反対の意見陳述を行い、株主の判断を仰ぐという方法となります。この点については、監査役の法的権限は、取締役会での意見陳述権のみですので、監督機能という点では監査等委員の方が法的権限の観点では強化されているといえます。

しかし、監査等委員以外の取締役候補者について、監査等委員会としては、意見陳述という消極的な権限にとどまります。そこで、天馬社の監査等委員会は、株主総会において取締役会が提出した取締役候補者議案に反対の意見を表明することに加えて、自らの意思を反映することができる株主に、監査等委員会が考える取締役の候補者の議案を提出させ、株主の判断を仰ぐことにしました。すなわち、天馬社の監査等委員会は、その是非は別にして、監督機能をより積極的に果たそうとしたといえます。監査等委員会としては、前述のように監査等委員以外の取締役候補者の議案提出権が法的に認められていないことから、株主提案という手法を採用せざるを得なかったことになります。いずれにしても、天馬社事例からは、監査等委員会が経営側に対して一定のブレーキ役（監督機能）を果たすことが可能ということです。

（３）天馬社事例を検討する上での留意点

天馬社の事例から監査等委員会設置会社の監督機能を評価する上で留意すべき点があります。

第一には、監査等委員の選定の問題です。監査等委員は独任制ではありませんので、監査等委員会としての意思決定が必要となります。したがって、監査等委員の間で意見対立が存在すると、監督機能が十分に果たせなくなる懸念があります。代表取締役が与しやすい監査等委員を選定した場合には、このような問題が表面化します。この点については、指名委員会が取締役候補者を決定し取締役会で監査委員を選定する指名委員会等設置会社の方が、選定手続きの透明性は高いと思われます。

第二は、株主総会の構成の問題です。株式譲渡制限会社（閉鎖会社）において特にあり得るように、予め株主総会での決議の趨勢が決まっている場合には、監査等委員会設置会社の監督機能は発揮されません。基本的には、特定の支配株主の影響力が大きくない上場会社において、監査等委員会設置会社としての監督機能の効果が発揮しやすいと考えられます。

もっとも、より強力な監督機能を果たそうと思えば、天馬社の事例のように、経営陣（取締役会）と監査等委員会との間の対立に発展する可能性があることには注意が必要です。本来は、社外取締役が中心となって取締役会があるべき監督機能を発揮すれば問題ないのですが、そうでない場合には、取締役会と監査等委員会が全面対立の構図となり得ます。

５. 監査等委員会設置会社の監督機能強化に向けて

監査等委員会設置会社の数が急増している状況下に

おいて、監査等委員会設置会社の監督機能の実効性確保について、検討すべき点があります。

（１）立法論

第一は、監査等委員会設置会社に移行する際における現任の監査役の同意権の付与の法定化です。現行法では、制度移行の際に、新任の監査等委員候補者に対する現任の監査役の同意要件は存在していません。しかし、監査役も監査等委員も取締役の職務執行を監査する役割は同じです。監査役からみれば、監査等委員に相応しい職歴や姿勢については、ある程度のイメージは持っているはずです。また、例外的なケースとして、仮に代表取締役が監査等委員会設置会社への移行を利用して、現任の監査役の在任期間が任期である４年未満であったとしても、意にそぐわない監査役全員を堂々と交代させることは可能です。このような制度移行の間隙を利用したケースを生じさせないためにも、一定の法的手当は必要と考えます。

第二は、監査等委員の人事権です。監査等委員会としての監督が経営執行側の意向で縮減されないためには、監査等委員の人事権を現行法の同意権から決定権に変更することは検討に値すると思います。少なくとも、任意の指名（諮問）委員会への候補者の提案権は必要と考えます。

第三は、監査等委員に代表取締役の取締役解任の議案提出権を付与することも考えられます。代表取締役が重大な法令違反を犯しているなどの理由で交代が相応しいと考える場合に、株主総会において当該代表取締役の取締役解任の議案提出権を付与することにより、意見陳述権と比較してより強力な監督機能を発揮することが可能です。

第四は、常勤監査等委員の法定化です。内部監査部門を活用するといっても、社内の情報に精通している常勤者の有無によって、活用の実効性は格段に異なります。監査役会設置会社と同様に、常勤監査等委員を義務付けるべきだと思います。

（２）運用論

監査等委員会設置会社の監督機能の要である株主総会での意見陳述権については、指名や報酬議案の賛否にかかわらず、株主総会参考書類への記載と株主総会での口頭説明を推奨する運用が考えられます。前述したように、条文の文言からは、意見陳述権については、指名・報酬が相当でない場合に限定されたものではありませんので、肯定的な意見の場合にも何らかの意見表明を積極的に行う意義はあろうかと思います。監査等委員会自身の監督機能が株主から評価されるべきです。

（３）社内体制の構築

監査等委員は、内部監査部門に対して、取締役として指揮・命令（指示）することができる立場となりますから、内部監査部門への指揮・命令が適切に行使できるような体制整備が重要となってきます。内部監査

部門は、リスク管理の観点から、三線（ディフェンス）ラインとして重要な役割を担っている中で、内部監査部門との単なる意見交換等の連携から進んで、より積極的な関与を持つことが可能な体制が必要です。例えば、内部監査部門スタッフの人事や評価につき、監査等委員が一定の影響を持つことや内部監査部門から監査等委員会への定例報告のルール作りは勿論のこと、内部監査部門を監査等委員会の下部組織に位置付けることも一考に値します。

監査役会設置会社では、専任の監査役スタッフが配置され監査役室として組織化されているケースも多いですが、監査役会設置会社からの移行の場合には、監査等委員会室としてそのまま存続させるケースが多いようです。この場合には、監査等委員会室と内部監査部

門との組織上の位置付けの整理も検討課題となります。

また、任意の指名（諮問）委員会が設置されている場合は、監査等委員もそのメンバーの一員として加わることが大切だと思います。

6. おわりに

監査等委員会設置会社の急増という事象を冷静に考えて、監査等委員会設置会社が持つ監督機能が十分に発揮できる体制を目指して、立法論及び実務面の双方から更なる検討を行うことがガバナンスの面からも必要なことです。そして、そのことが実現できて初めて、制度間競争が名実ともに実現し、監査等委員会設置会社への評価が定まるものと考えます。

（本要旨は講師の高橋均先生からご寄稿いただきました）

第778回講演会

Zoomによるウェビナー形式にて

2021年9月3日

演 題：大転換！現代貨幣理論（MMT）がコロナ恐慌から日本を救う

講 師：経世論研究所所長 三橋 貴明氏

（講演は資料に基づいて、表、グラフなどを多用して行われました。文中に（p○）と記したのは、講演資料の頁数です。講演資料は、当会 HP の「講演会の実績」に掲載されていますので参照ください。）

〇はじめに

本日、講演を聴いているほとんどの方は、国の借金が増えれば財政は破綻する、あるいは財務省が主導するプライマリーバランス（基礎的財政収支、以下「PB」と表記）黒字化目標は正しいと考えていると思います。しかしこれはウソです。なぜウソなのか、今日の講演を聴いていただければ納得すると思います。これはアメリカや欧州でも同じで、財政が破綻するから、財政赤字を拡大してはいけない、社会保障を拡大してはいけないという論調が主流でした。経済学者のほとんどがそう言っていたからです。それが、1990 年頃からまっとうな経済学者達が事実に基づいて検証するようになって、ウソであることが明らかになりました。これがアメリカを中心に勃興した経済学、現代貨幣理論（MMT：Modern Monetary Theory）です。

1. 経済について

経済と経営（ビジネス）は違います。目的が違います。経営の目的は利益です。経営者が利益を求めて経済活動をするのは正しく、利益のことを別名、所得と言います。経済はもともと経世済民という言葉からきています。経世済民は、国民を豊かで安全に暮らせるようにするための政治という意味です。経済とは政治の話です。江戸末期に political economy という言葉を経世済民と理解し、この二文字をとって経済という言葉を作ったのです。

経済は、実体経済と金融経済により成り立ちます。（p 2）実体経済とは、生産者は、財やサービス、難しい言葉で言えば付加価値を生産します。付加価値を生産することを労働と言います。生産した財やサービ

スをお客さん（家計、企業、政府、外国）に需要（消費、投資）として支出してもらい所得を得ます。生産しただけではだめで買ってもらわないといけません。そして働いて得た所得で今度はお客さん側に回る。生産者と消費者は同一人物です。所得を得てお客さん側に回って、別の生産者が生産した財やサービスを買うとその方に所得が生まれる。さらにその方が所得を得てお客さん側に回る。この所得創出のプロセスがぐるぐると回ることが実体経済です。このプロセスにおいて生産と需要（消費・投資）と所得は必ずその合計がイコールになる。その生産の合計のことを国内総生産（GDP）と言います。GDP が成長している国は豊かになります。

我々は支出する際に必ずしも稼いだ所得から払う必要はありません。企業は手元に十分な預金が無い時、銀行から融資を受けて投資をします。そして利益を稼いで返済していく。個人も給与所得の一部を預金し、それを引き出して現金にするケースもあります。この実体経済と金融経済がぐるぐると有機的に結びついているのが経済の全体です。今日は金融経済の話もしません。

2. 日本経済の現状

日本の実質賃金の推移です。（p 3）実質賃金とは物価上昇分を除いた賃金のことです。賃金が5%増えても物価が10%増えたら豊かになったとは言えません。稼ぐ給料で買える物が減っていく。これを実質賃金の下落と言います。これにはもうワンパターンがあり、物価が下がる以上のペースで給料が落ちる状況です。この実質賃金の下落のことを貧困化と言います。日本の実質賃金は、驚くべき状況になっています。

1997 年をピークにひたすら落ち続けています。ちなみにこんな状況になっている国は、世界のなかで日本だけです。これは我々が怠けていたわけではなくデフレだからです。

ではデフレとは何か。現在の日本は、デフレギャップの状況になっています。(p 4) 総需要(名目 GDP)に対して供給能力が上回り、総需要が不足している状況です。100 の生産能力があるにもかかわらず、お客さんが 90 しか買ってくれず生産能力が余った状況です。すると生産者は、価格を下げて売り切ろうとしますが、同じ販売量で単価が下がれば、利益が減り所得も減ります。所得が減った生産者が客に回ると今度は買わない。つまり需要が減る。このデフレギャップが循環し、いつまでたっても埋まらないのがデフレです。

ではなぜデフレになったのか。デフレを引き起こす原因、始まりはバブル崩壊です。バブル時は、多くの人が銀行からお金を借りて、値上がり益目的で土地、株などの資産を購入しました。値上がり益目的で買うことを投資ではなく投機と言います。投機がバブルを膨張させます。バブルが弾けると資産価格が暴落します。ところが銀行からの借金は減らず、国民は借金の返済に追われることになる。日本の場合は主に企業でした。企業は所得を得ても、それを借金返済に回したため、消費や投資に使われるお金が減りました。つまり需要が減少しました。そのタイミングで政府がある政策を行うと、その国はデフレになり物価は下落し、それ以上のペースで所得が落ちていくことになっていきます。

ある政策とは何か。緊縮財政です。政府の支出削減や増税です。91 年のバブル崩壊後も日本経済はそこそこ成長していましたが、消費や投資が減りつつあった。そのタイミングで 1997 年、消費税増税(3%→5%)をやりました。さらに公共事業の削減を始めとする緊縮財政を始めました。橋本内閣の時です。バブル崩壊後に消費や投資を縮小させる緊縮財政をやった結果、わが国はデフレギャップ状態になってしまった。日本の実質賃金のピークも 1997 年です。

ここまで話したら、デフレ対策として何をやればよいか分かります。デフレギャップを埋めるため需要(消費や投資)を増やせばいいのです。とはいえデフレギャップがある状況で、民間が主体的にこのギャップを埋めることはできません。なぜなら実質賃金が下がり続けている国民にとっては、消費を減らすこと、あるいは住宅投資をしないことが合理的だからです。企業もデフレで市場が拡大しない状況では設備投資はしません。

このデフレギャップを埋めることができるのは、政府しかありません。(p 4) 政府が消費税を廃止すれば、民間最終消費支出が激増します。医療サービスの強化や介護の充実、防衛力強化など政府最終消費支出を増やす。あるいは防災インフラの強化、交通インフラの整備などの公的固定資本形成を増やす。こうしたことを政府が行いデフレギャップを埋めれば、日本はデフレから脱却し GDP が増え、実質賃金も上昇に転じた



はずです。ところが政府は真逆をやりました。

こう話しても日本は放漫財政だと思っている方もいるかもしれません。次を見てください。(p 5) これは主要国の政府支出、GDP の 2018 年/2001 年対比を見たものです。例えばイギリス、アメリカ、カナダなどは政府支出も GDP も約 2 倍になっています。フランス、ドイツは 1.5 倍です。オーストラリア、韓国は 2.5 倍です。日本は政府支出も GDP も約 1 倍、これが真実です。これは 2001 年以降を見ているのですが、日本は 1997 年以降、政府が緊縮財政を続けたため、GDP が増えない状況が続いています。

なぜ日本政府は支出を拡大しなかったのか。国の借金により財政が破綻するという偽物の貨幣論にだまされていたからです。MMT、現代貨幣理論はこのことを明確に証明しました。今から話すことは単なる事実です。

3. 貨幣について～現代貨幣理論

《貨幣の定義～4条件を満たせば貨幣となる》

次の 4 つの条件を満たせば、全て貨幣になります。(p 6) まずは価値を換算するための単位が必要です。(円、ドルなど) 次にこれが一番重要ですが、貨幣は債権と債務の記録です。皆さんは貨幣をモノだと思っているかもしれませんが、モノではありません。債権と債務の記録です。紙幣は日本銀行の債務であり我々の債権です。一万円札の製造コストは 21 円です。なぜ 21 円の紙切れを我々は一万円であると認識するのか。そもそも物体とは関係ないからです。日銀券は日銀の債務であり我々の債権です。その何よりの証拠に日本銀行券と書かれています。貨幣がモノであるという認識の方に聞いてください。銀行預金とは何ですか。現金紙幣は百歩譲って分からなくもないですが、銀行預金は少なくともモノではないです。ただの数字です。データです。銀行預金は我々の資産、債権であり、銀行の負債、債務です。ここで一つよく考えてみてください。資産、あるいは債権というのは誰かに貸しがあるという意味です。貸しがあるということは、反対側で借りがある人がいなくてははいけません。というわけで日本銀行券は、日銀の借り、債務です。そして銀行

預金は、銀行の借り、債務です。銀行のバランスシートを見ると銀行預金は貸方に計上されています。借方ではありません。日本銀行のバランスシートを見ると日銀券が貸方に計上されています。借方ではありません。なぜなら日本銀行券は日銀の債務であり、銀行預金は銀行の債務であるためです。

ただ債権と債務の記録であれば何でも貨幣になるわけではありません。例えば、私が銀座のクラブで10万円の飲み代の借用証書をママさんに渡して、ママさんはその借用証書をお酒の仕入れ代金の支払いに使えますか、使えないです。私の借用証書は譲渡性がないので貨幣になりません。ただ我々が発行する小切手、もしくは約束手形なら貨幣になります。流通性があるからです。ただ担保として当座預金が必要になります。当座預金の範囲内で小切手という貨幣を発行できます。このようにほとんどの貨幣には担保があります。金融資産の裏づけがあるということです。日銀券もそうです。銀行預金も同じです。ただ後述しますが、金融資産としての担保がいない貨幣というのが一つだけあります。

《貨幣の始まり～債権と債務の記録であること》

イギリスの中央銀行であるイングランド銀行が貨幣について説明していることです。(p 7) 無人島にクルーソーとフライデーが住んでいて、クルーソーは春に野いちごを採り、フライデーは秋に魚を獲ります。季節がずれているため、野いちごと魚の交換はできないと思うかもしれませんが、フライデーは秋に魚を代金として渡すと書かれた借用証書を渡すことにより、春に野いちごをクルーソーから買うことができます。借用証書は、フライデーの債務の記録で、クルーソーにとっては債権になります。その借用証書が貨幣だとイングランド銀行は説明しています。

これだともうひとつ分かりづらいので、登場人物を二人増やしました。サンデーとマンデーです。(p 8) サンデーは火打石を生産し、マンデーは干し肉を生産します。フライデーの借用証書が、サンデーに渡り、さらにマンデーに渡ることにより、それぞれ火打石や干し肉を買うことができます。マンデーは秋にフライデーに借用証書を渡して魚を買うことも、春まで待つてクルーソーから野イチゴを買うこともできます。このように債権、債務の記録が人々の間を行き交うことにより、必要な製品を入手できること、これこそがお金の本質です。

《銀行の誕生～銀行の貸し出しにより預金は創造される》

17世紀ロンドンで、大商人が次々に生まれたが、貯めた金貨を使用人に持ち逃げされることが頻発し、どう保管するか悩んでいた。(p 9) そこで金細工商ゴールド・スミス(職業名)は、保管料を取って金貨を預かり、代わりに預り証(金匠手形)を渡すというビジネスを始めた。やがてゴールド・スミスは、金貨を預けた商人達が一斉に金匠手形を持ち込み、現金化

することはないことに気づき、預かった金貨を貸し出し、金利を稼ぐようになった。金貨を融通してもらった借り手も、貯蔵するのが目的ではなく、自らの商売の支払いに使った。支払いを受けた商人も手元に金貨を持ち続けたくないため、ゴールド・スミスに預ける。ゴールド・スミスが貸し出した金貨が結局手元に戻ってくるわけだ。

やがて商人達は、買い付けの際にゴールド・スミスを訪れ手形を金貨に交換しようとしなくなった。理由は単に、面倒くさいためである。かさばる金貨に比べ金匠手形は紙片であり利便性は高い。商人達は支払いの際、必要金額分の金匠手形を売り手側に渡すことで決済するようになった。これを見てゴールド・スミスは、ある時点で金匠手形が事実上の現金紙幣として流通していることに気づいた。今まで実体のある金貨を貸し出していたが、別に金貨を貸し出さなくても、単に借り手に金匠手形を渡せば「貸し出しビジネス」が成立するのではないか。実際に成立したのである。というわけで、貸し出しの際にゴールド・スミスは、借用証書と引き換えに「数字を書き込んだ」金匠手形というお金を発行するようになった。現在の銀行業の始まりです。(p 10)

現在の銀行も貸し出しの際に、何らかの借用証書と引き換えに、銀行預金というお金を発行しています。銀行はお金を発行する際に、別に資産を必要とするわけではありません。銀行は預金を貸し出しているのではなく、銀行の貸し出しにより「預金が生み出される」のが真実です。つまりは、単に銀行が借用証書と引き換えに「数字を書く」だけでお金が発行されるのです。お金がモノではなく、債権、債務の記録である以上、貸し借りの関係が成立するだけでお金の発行になる。信じがたいかも知れないが事実です。これは、日本銀行の黒田総裁も認めている真実です。銀行預金は、皆さんがお金を銀行から借りた時に数字を書くことによって生まれる貨幣です。だから、銀行にとって預金は、負債、債務となって貸方に計上されている。銀行預金は、銀行にとって、貸した瞬間に銀行のバランスシートに負債計上され、それが相手にとっては銀行預金という資産になっている。昔は、万年筆で書いて銀行預金が発行されており、万年筆マネーと言われていました。今はキータッチマネーと言われていました。ちなみにノンバンクという業態は、「お金を調達」して貸している。つまり資産を貸しています。

《貨幣の担保～国債の担保は国民経済の供給能力～国債の発行限度はインフレ率》

先ほど誰かの負債は、誰かの資産という話をしました。日本中の現金紙幣の額を足すとそれは、ぴったり日銀の負債としての現金紙幣と一致しています。ということは、誰かの純資産(資産－負債)は、誰かの純負債(負債－資産、いわゆる債務超過)と必ずイコールになります。なぜなら資産と負債は同額だから。皆さんの純資産が増えるためには、反対側で誰かが純負債(債務超過)を増やしていなければいけません。(p 11)

これを踏まえた上で、貨幣、あるいは財政の真実の話に入ります。貨幣には担保があります。(p 12)我々が発行できる小切手という貨幣の担保は銀行預金(当座預金)です。だったら銀行預金の担保は何か。テクニカルには、我々が差し入れた借用証書ですが、そもそも我々が銀行預金を信用しているのはなぜか。それは、銀行預金が現金紙幣に換えられることを知っているからです。つまり銀行預金の向こう側には現金紙幣があります。それを皆本能的に知っているから、銀行預金を信用している。

では次に現金紙幣の担保は何か。つまり日銀はどういうプロセスで、現金紙幣を発行しているのか。これもテクニカルに言うとも市中銀行と政府が持っている日銀当座預金の数字を増やす形で貨幣を発行しています。とりあえず日銀当座預金と現金紙幣は同じだと理解してください。要はデジタルなのか紙片なのかの違いだけなので。実は日本銀行は、国債を差し入れてもらった時に、貨幣を発行しています。つまり国債が存在しないと日銀は貨幣の発行ができません。本当にそういう仕組みになっています。だから今、量的緩和政策ということで日銀は貨幣をガンガン発行していますが、あれは市中銀行から国債を買い取ってその代金という形で貨幣を発行しています。つまり日銀が発行する貨幣の担保は国債です。

では国債の担保は何なのか。国債は、国家債務ではなく国庫債券の略です。国庫の債券です。政府は何かの金融資産を担保に国債を発行しているのか。していません。政府は一応国債を発行して、日銀当座預金という貨幣を取得しますが、それは財政支出として使ってしまう。それでは国債の向こう側にある金融資産は何か。何もありません。何も無くていいのです。なぜなら政府は究極的な貨幣の発行者ですから。

分かり易い話をすると中世の王様です。中世の王様は貨幣を発行し、そして領民から財やサービスを買いました。その貨幣と国債は同じです。ただ王様はいくらでも貨幣を発行できるわけではありません。国民経済の生産能力を上回る財やサービスを買おうとするとインフレ率がどんどん上がってしまいます。(p 4)

これは日本国債も同じです。政府は、何ら担保なしに国債を発行し支出していいし、していますが、それには、インフレにならないという限界、条件があります。インフレ率が10%、20%と高くなっちゃいけない。逆に言えば過度なインフレにならない限り、政府はいくらでも財やサービスを買ってかまわない。つまり日本国債の担保は、国民経済の供給能力です。国債は、財やサービスを供給できる能力を担保に発行できる唯一の貨幣です。だから金融資産としての担保は一切ありません。

これを証明しているのが次のバランスシートです。(p 13) 左上は日銀のバランスシートです。現金や日銀当座預金は、貸方、負債に計上されています。日銀は貨幣発行の際、国債を買い入れているので国庫短期債券、国債・財投債が借方、資産として計上されています。

右側が銀行です。預金(約800兆円)が負債として貸方に計上されています。皆さんのバランスシートを作れば、預金は資産に計上されます。誰かの資産は誰かの負債でなければならないので、銀行の負債に計上されています。でも銀行は、預金の発行の際に皆さんの借用証書や日銀の負債である貨幣、日銀当座預金を受け入れるので「現金預け金」という資産や「貸出金」(借用証書)が資産として借方に計上されています。

次に左下の政府です。国庫短期証券、国債・財投債は当然、貸方に負債計上されています。約1000兆円くらいです。今はもう少し増えています。ではその1000兆円に見合う金融資産があるか。ありません。日本政府は外貨準備など金融資産を持っていますが足りないです。負債の方が資産よりはるかに大きく、この時点で日本政府は697兆円の純資産のマイナス、つまり純負債、別名債務超過があります。債務超過でも全く問題ありません。債務超過でなくてはいけません。政府が債務超過、純負債を抱えていることは、反対側で誰かの純資産が必ずあるためです。純資産を持っているのは皆さんです。

《政府の黒字=その他の経済主体(民間+海外)の赤字》

経済というのは、政府、民間、海外という大きなグループに分類できます。(p 14) この三者は三すくみ状態になっています。例えば民間が黒字になりたい、あるいは純資産を増やしたい時、政府もしくは海外に赤字、あるいは純負債を増やしてもらわなければならない。ちなみに純資産が増えることを黒字、純負債が増えることを赤字と言います。民間と政府が同時に黒字を増やしたいなら海外に赤字になってもらわないといけない。政府が黒字になりたいなら、民間もしくは海外が赤字になってもらわないといけない。これは動かすことができない事実です。

次はその証拠です。(p 15) 青い棒グラフが民間の黒字(資金過剰)、赤いのが政府の赤字(資金不足)、グレイが海外の赤字(資金不足)です。このグラフを90度回転させるとほぼ左右対称になります。誰かの赤字は誰かの黒字だからです。ちなみにこれが正確に左右対称にならなのは金融機関を除いているからです。

ここまで理解すると、「PB黒字化目標」は「国民赤字化目標」だということが分かる思います。(p 16) つまり日本政府は、2002年の小泉政権の時から、国民を赤字にしますというPB黒字化目標を掲げていたのです。そんな政府を我々は支持してきたのです。

4. 財政破綻という神話の崩壊

日本政府の債務残高は、明治以降ずっと増え続け、名目の金額で1872年から2015年にかけて3740万倍、物価上昇を除いた実質でも、546倍(対1885年)に増えています。(p 17、18) 国の借金で財政破綻するというのが間違いであることの証明です。次は少し短いスパンで見たもので、1970年以降の政府の長期債務残高とインフレ率、長期金利の推移です。(p 19)

1970 年度 7.3 兆円が、2020 年度 1204 兆円まで 166 倍に増加しました。国債が増加すると財政破綻すると言われ続けていますが、何も起こっていません。

財政破綻とは、国が国債を返還できなくなることでありますがその例があります。一つは国債が外貨建ての場合です。昨年 3 月にレバノンが財政破綻しましたが、あれはドル建て借金です。レバノン政府はドルを発行できません。2014 年にギリシャが財政破綻しましたが、あれはユーロ建て借金です。ギリシャは共通通貨ユーロの加盟国で自らユーロを発行できません。外貨建てや共通通貨建ての場合、財政破綻することがありますが、日本の場合は円建て、自国通貨建てです。自国通貨建てで財政破綻はありえません。

財政破綻する時、政府はお金を借りにくくなり国債の金利は上がっていきませんが、事実上、国債残高が増えるほど金利は下がっています。(p 19) その理由はデフレだからです。デフレだと民間がお金を借りません。銀行はお金を貸して金利を稼ぐビジネスですが、民間が借りてくれないため、銀行は喜んで金利が付く国債を買います。2013 年以降は、日銀が国債を買っています。金融市場の国債が枯渇していくと、国債の価格が上がります。反対側で金利が下がります。日銀が国債を買おうとハイパーインフレになると言っていた人がいますが、ハイパーどころか、2020 年度のインフレ率はマイナスです。

2019 年から 2020 年にかけて政府の長期債務残高は 90 兆円以上増えました。(p 19) しかし国債金利はゼロ、インフレ率マイナスです。PB 赤字額は、2020 年度 56 兆円です。前年に比べ 40 兆円も増加しました。(p 20) これまで、PB 赤字額を増やすと財政破綻すると言われてきましたが、国債金利はゼロ、インフレ率はマイナスです。2020 年度は、財政破綻という神話が崩壊した年です。

マネタリーベースはおおよそ日銀が発行した貨幣の残高です。(p 21) ほとんどは日銀当座預金で現金紙幣はわずかです。2013 年と比べて 520 兆円増え直近で 645 兆円です。ところがインフレ率はマイナスです。インフレ率というのは財やサービスの価格の上昇率です。日銀は貨幣を発行して、主に国債、他に ETF や REIT を買っています。日銀はデフレ脱却を目指すとして、国債を買っていますがデフレから脱却できません。当たり前です。反対側で政府が緊縮財政を続け、財やサービスを買わないためです。さらには消費税を 2 回増税して民間の消費需要を縮小させたためです。

日本政府は子会社の日銀に国債を買収させることで、国債の償還や利払い負担から解放されています。日銀は政府が 55% の株式を保有する株式会社で、東証にも上場されています。親会社と子会社の間のお金の貸し借りは利払いも含め連結決算で相殺されます。国債の所有者別内訳 (p 22) を 12 年前から作っていますが、最初の頃、日銀の国債保有比率は 5% でしたが、2013 年以降量的緩和で増え続け、2020 年度末には約半分の 48% を日銀が所有しています。この日銀

所有分は、政府は返済の必要もないし利払いも不要です。日本政府は財政破綻しようと思ってもできません。これは、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、スイスも同じです。しかしユーロ加盟国はだめです。ユーロ加盟国のユーロ建国債は自国建国債ではなく、ドイツでさえその可能性はゼロではありません。ギリシャは実際に財政破綻しました。

5. 税金の役割—消費税の欠陥

消費税は悪魔のような税制です。(p 23) 消費税は超安定的財源です。安定的で良いと考えるのは、税金の役割の間違った理解です。税金は財源ではありません。これまでの説明で分かるように、財源が必要であれば、政府が国債を発行すればすむ話です。国債の金利が上がるとか、国の借金が増えるとか言っても日銀が買い取ればすむ話です。

ただ、税金は必要です。税金は財源ではありませんが、重要な役割があります。主に三つです。一つは、国内における円の流通です。政府は財源というお題目で円での税金の支払いを求め、公共サービスや公共投資の支出を円で行い、円以外の通貨の流通を制限しています。結果として国内では、円のみが通貨となり複数の通貨を使う不便から解放されています。

二つ目は、格差の縮小などのミッションを持たせていることです。格差縮小のためには、法人税の増税、所得税の累進課税の強化、あるいは配当金など金融から得る所得に対する分離課税の廃止などが有効です。たばこ税は健康のため、タバコを吸う本数を減らすことを目的にしています。では消費税の目的は何か。消費税はタバコ税と同じで消費を減らすというミッションを帯びています。実際、消費税を増税する度に、消費という需要が減少しており、デフレが長期化する原因になっています。

三つ目は、ビルトイン・スタビライザー (景気安定化装置) としての機能です。好景気には税収を増やし、所得を減らすことで景気を鎮静化させ、逆に、不景気の時には、税収を減らし所得を増やすことで景気を回復させることです。所得税や法人税は、ビルトイン・スタビライザーの役割を果たしていますが、消費税は、消費を抑制する効果に加え、税収の恒常的な安定財源になるという致命的な欠陥があります。青い折れ線が消費税ですが、景気に無関係に増え続けており、リーマンショック時もコロナ禍においても増えています。(p 23) 景気が悪くても容赦なく取り立てられる残酷な税金です。さらに加えると、消費税は事業者にとっては、売上げではなく粗利益にかかる税金です。粗利益は、おおざっぱにいうと人件費と減価償却費と利益ですが、人件費にかかるため、事業者は正社員を減らして派遣社員や個人事業主、業務委託など人件費以外の費用に替えることにより消費税の節約ができる。さらに社会保障費も減る。結果として、消費税は今世紀以降、雇用の不安定化を促進しました。消費税は廃止すべきです。

6. 日本は経済成長するチャンス

今、日本は経済成長する絶好のチャンスです。経済成長はという時に起きるか。人手不足でお客さんがいっぱいいる時です。その時、企業は投資をして生産性向上を図り、経済成長していきます。高度成長期に日本の成長は人口増加によって起きたと言われていましたがそうではありません。(p 24) 生産年齢人口の増加率は平均 1.7% 程度ですが、経済成長率は実質で平均 10% 伸びており、労働者一人当たりの生産額が増えたからで、これを生産性向上と言います。生産性向上を図るためには投資が不可欠です。生産性の向上は、デフレ時は難しく、お客さんがいて需要がある状況、インフレ状況にならないとダメです。インフレ率と生産性向上率を見ると、正の相関関係があります。(p 25) 日本は 5% とは言いませんが、3% 程度のインフレ率になれば、生産性向上が図られ経済成長できます。

今、日本は少子化により生産年齢人口比率は下がっているものの、高齢化により総人口はたいして減っていません。(p 26) 日本は、人口構造の変化の理由より、デフレギャップからインフレギャップに移行が図れるチャンスを迎えています。総人口(総需要)はあまり減らないなかで、生産年齢人口、すなわち若者が足りなくなっている。当然ながら供給能力が足りなくなって、インフレギャップ状況になる。このインフレギャップ状況、お客さんはいるが生産能力が足りない状況は経済成長のチャンスです。このギャップを生産性向上の投資で埋めることができた時、我々は経済成長路線に戻ることにになります。

人口構造の変化は、経済成長できる絶好の機会が訪れていることを示していますが、これを妨害する政策もあります。移民受け入れがそれです。(p 27) 生産年齢人口比率の低下により、人手不足が始まっているにもかかわらず、移民でこれを埋めようとすると、低賃金で働く外国人労働者が増え賃金切り下げ競争をさせられ、実質賃金が下がる要因にもなります。

7. 貨幣観と国家観

日本の政治家、国民に足りないことが二つあります。一つは「正しい貨幣観」、今日は貨幣観を中心に話しましたが、多くの人が貨幣観を間違えています。国の借金で財政破綻すると言う人は 100% 貨幣観を間違え

ています。自国通貨建国債を発行している日本がどうして破綻するのですか。日本政府にとって円建て国債の発行は、貨幣発行と同じです。先ほど明治時代と比べて、日本政府の債務は実質で 500 倍以上増えていると言いましたが、経済成長しているのだから当たり前です。その分政府が貨幣を発行したに過ぎません。

もう一つ足りないのが、「正しい国家観」あるいは、共同体意識です。菅総理は貨幣観が間違っている上に国家観、共同体意識も欠如しています。ちなみに高市氏は、国家観は微妙だが、PB 黒字化目標のインフレ率 2% 達成までの凍結を明言し、自国通貨建ての日本国債で財政破綻することはないと言っており貨幣観は正しい。岸田氏は、国民を救うために、企業への固定費の全額補償を訴えており国家観は正しいが、残念なことに財政健全化論者で頭のどこかで財政破綻と思っている。これから、総裁選に続いて総選挙がありますが、候補者の国家観、貨幣観を確かめてから投票してください。また投票するだけでなく、今日話したようなことを政治家に働きかけてください。

8. 日本の将来の危機

日本、アメリカ、中国の GDP の推移(p 29)を見ると、1996 年以降、日本はデフレ状況のなかで緊縮財政を続けたため全く成長していない。一方中国の成長は目ざましく、今では日本の 3 倍になっている。この状況が続くと 2030 年までに、中国の GDP は日本の 5 倍になり、軍事予算は 15 倍になります。日本の 15 倍の軍事予算を使う共産党独裁国家に日本はいかにして立ち向かえばいいか。立ち向かえないというのが残酷な答えです。だから経済成長できますかではなく、経済成長するしかない。今日本は、人口構造の変化によって経済成長する絶好のチャンスが訪れています。足りないのは何か。消費税廃止を含めた財政拡大です。つまり皆さんが今まで信じていた「国の借金で財政が破綻する」という考え方が、将来の我々をあるいは我々の子孫を、中国の属国で生きる民にする恐れがあるという現実を知っていただきたい。

皆さん一人ひとりが、正しい国家観と正しい貨幣観によってどう動かれるのか、考えていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

(文責 小坂 紀夫)





句遊会

九月詠草

兼題：柘榴、銀河、当季雑詠

柘榴採り飛行機雲の白き線

中山 知祐

鮮紅色魅せる柘榴の酸っぱき実

森 邦彦

カンバスの柘榴にもある存在感

安井 正浩

山柘榴もいだがぶりと齧りつく

川田 勝美

銀漢や海に開けし露天風呂

城戸崎雅崇

山小屋の庇に架かる天の川

石原 克己

天の川刑務所前の別れ道

眞田 宗興

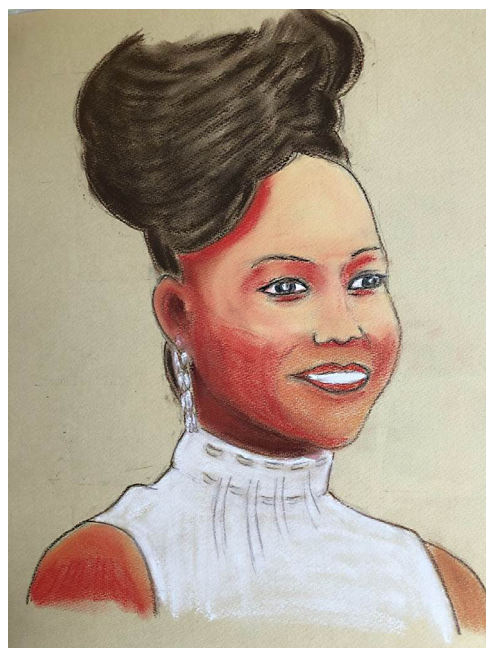
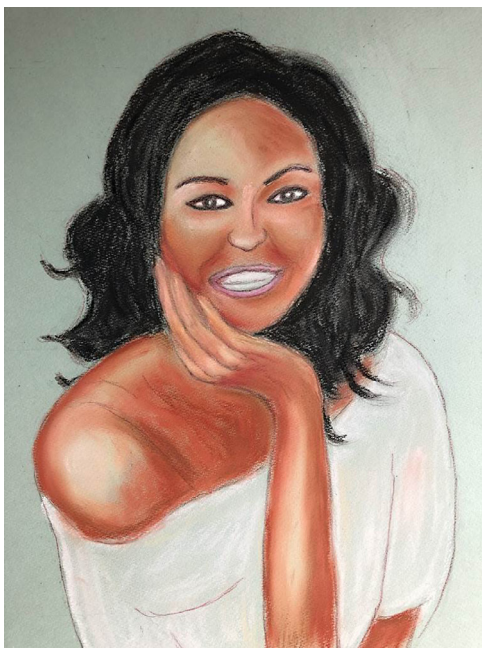
野象群れ竹漁る音天の川

佐藤 政百

知らぬ間に挨拶もなく帰燕かな

大仲 正敏

画友会



(F8号パステル)

「黒人女性の光と影」

城戸崎 雅崇

「顔学オンラインサロン」という「日本顔学会」の誰でも視聴できる月例 Zoom 講演会では、昨年 11 月に「美人画と多様性」というテーマで 3 人による発表が行われ、私は発表者の 1 人として「黒人女性の光と影」と題して政治・文学・科学・映画・音楽・スポーツなどさまざまな分野で活躍する（した）黒人女性 25 名を写真画像で紹介しました。

この Zoom 発表をご覧いただいた会友の S さん（ご自身もジャズ・ボーカリスト）からは「ビリー・ホリディを忘れないで」と予め念を押されました。

パワーポイントの最初のページ（左）の「ミシェル・オバマ」と、最後のページ（右）の「ルピタ・ニョンゴ」（映画女優・アカデミー助演女優賞）は写真画像ではなく私が描きました。黒人女性には白いドレスがよく似合います。

事務局通信



◆行事報告

第189回理事会

9月16日(木)10:00~12:00 オンライン 15

会報委員会

9月15日(水)9:00~10:30 オンライン 7

広報委員会

9月8日(水)14:00~15:00 事務局 1
オンライン 8

◇一般部会

第778回講演会

9月3日(金)14:00~16:00 日比谷図書文化館 5
オンライン 81

(特A定期:1名、特B定期:1名含む)

講師 経世論研究所所長 三橋貴明氏

演題 大転換!現代貨幣理論(MMT)がコロナ恐慌から日本を救う

*メルマガNo286(9.5発行)のURLで視聴できます

◇監査部会

第340回監査セミナー

9月9日(木)14:00~16:30 オンライン 92
(特A定期:1名、特B定期:2名含む)

講師 獨協大学法学部教授 高橋 均氏

演題 監査等委員会設置会社の光と影

*メルマガNo288(9.10発行)にHPからのURL視聴案内があります

21年度第3回監査基礎講座

9月22日(水)14:00~17:00 オンライン 32
(特B定期:1名含む)

講師 (株)LisB監査役 五艘洋司氏

テーマ 期中監査の実行

21年度第1回会計基礎講座

9月14日(火)14:00~17:00 オンライン 34
(特B定期:1名含む)

講師 (株)日本生物製剤監査役 高須賀徹氏

テーマ 会計実務の基礎

出席者

第252回監査実務研究会

9月21日(火)14:00~17:00 オンライン 55
(特B定期:1名含む)

問題提起者 元日東電工(株)常勤監査役 丸山景資氏

コーディネータ (株)ニレコ社外取締役監査等委員 中井淳夫氏

テーマ 戦略意思決定と財務管理の監査について

第101回監査技術ゼミ

9月2日(木)14:00~17:00 オンライン 64

講師 元日本オキシラン(株)監査役 板垣隆夫氏

テーマ コーポレート・ガバナンスを巡る最近の動向

◇生涯学習部会

句遊会 通信(メール)句会

9月1日(水) メール 9

写友会 例会

9月22日(水)13:30~17:00 オンライン 18

画友会 例会

中止

楽友会 例会

9月30日(木)13:00~15:30 オンライン 18

棋友会 例会

中止

◇同好会

楽器演奏同好会

9月19日(日)13:30~14:30 オンライン 6

エッセイクラブ

9月21日(火) メール 8

◆会員・会友異動

(新入会員)

○菅野良巳 アンドモア(株) 常勤監査役

○西岡博之 (株)エイジス 常勤監査役

会 員	会 友	計
199	148	347

2021年9月末現在

編集後記

☆監査セミナーでは、監査等委員会設置会社の肯定的な側面と否定的な側面を、当会特別顧問・高橋均氏が近時の具体的な事例に基づいて検証されました。「光と影」という表現に耳新しい響きを覚えた方も少なくないと思いますが、監査等委員会設置会社が急増している状況下において、その監督機能強化に向けての貴重な提言をいただきました。☆10月4日に岸田内閣が発足し、衆院解散・総選挙を経て本号発行日には政治体制が刷新されます。新政権でも「コロナ対応・経済再生を目指す金融財政政策」が最大課題であることは間違いありません。三橋貴明氏の講演「現代貨幣理論がコロナ恐慌から日本を救う」は、コロナ禍の中で日本が抱えるさまざまな問題を分析・明示し、その疑問や迷いを払拭するような、演題に違わない内容でした。☆10月からは緊急事態宣言等が解除され、感染防止措置の条件付きながら当会主催行事が再開され始めました。冬に向かっての「第6波」予測が杞憂に終わり、リアル活動が加速できることを切に願います。(水野 誠一)